

## 貸付 緊急小口資金

休業等に伴う収入減少により、緊急かつ一時的に生計維持が困難になった世帯に貸付を行います。  
■貸付上限額／10万円以内（特定の要件に該当する場合20万円以内）  
■問い合わせ／南国市社会福祉協議会 ☎863-4444

## 貸付 総合支援資金

収入の減少や失業等により、生活再建までの一定期間の生活費が必要な世帯に貸付（原則3か月以内）を行います。  
■貸付上限額／（2人以上世帯）月20万円以内（単身世帯）月15万円以内  
■問い合わせ／南国市社会福祉協議会 ☎863-4444

## 給付 特別定額給付金

家計への支援を行うため、1人につき10万円を給付します。申請が必要になりますので、郵送もしくはオンラインにて申請をしてください。  
■期間／令和2年8月20日まで（郵送については当日消印有効。オンラインについては当日中申請分まで）  
■問い合わせ／南国市特別定額給付金室 ☎880-6580

## 事業者向け

### 給付 南国市持続化支援給付金（新規支援制度）

南国市に事業所等を置く中小法人および個人事業者、または事業所等を持たない個人事業者で南国市民の方等であって令和2年3～6月のうち連続する3か月の月平均事業収入が前年同期より20%以上減少し、今後も事業を継続する方に給付金を支給します。  
■期間／令和2年6月下旬～9月30日（予定）  
■給付額／規定の算出方法により給付します。  
※詳細、日程等は決まり次第、南国市HP等でお知らせします。  
■問い合わせ／商工事業者：商工観光課 ☎880-6560 農林事業者：農林水産課 ☎880-6559

### 給付 商工事業者家賃等支援事業

南国市内の土地や店舗・事業所を賃借して商工業を営む中小企業者で令和2年3月～6月のいずれかの月で事業全体または事業所の売上が直近決算期の平均売上月額の50%以下となっている方に給付金を支給します。  
■期間／令和2年7月31日まで  
■支援金額／地代・家賃額支払い実績の4～5月分（1店舗・事業所につき上限額15万円）  
■問い合わせ／商工観光課 ☎880-6560

### 給付 飲食店テイクアウト対応支援事業

令和2年2月以降、新たにテイクアウト等の対応を開始もしくは追加した飲食店に給付金を支給します。  
■期間／令和2年9月30日まで  
■支援対象経費／新型コロナウイルス感染症拡大に伴うテイクアウト・デリバリー等の開始又は追加に要した費用のうち、要綱で定めるもの（上限額10万円）  
■問い合わせ／商工観光課 ☎880-6560

各給付金等の詳細については、問い合わせいただく下記URLより南国市のホームページをご覧ください。

南国市ホームページ（新型コロナウイルス感染症支援のページ）  
[https://www.city.nankoku.lg.jp/life/life\\_dtl.php?hdnKey=6153](https://www.city.nankoku.lg.jp/life/life_dtl.php?hdnKey=6153)



# 新型コロナウイルス感染症に関する 支援のご紹介

## 個人向け

### 猶予 市税の徴収猶予（事業者の方も対象になります）

前年同期に比べ収入が概ね20%以上減少し、一時に納税することが困難な方について、市民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の徴収を猶予します。  
■問い合わせ／税務課 ☎880-6554（11ページに詳細を載せています）

### 減免 国保税の減免

収入が減った場合など一定の基準を満たした方は、国保税が減免される場合があります。減免制度を利用するには、申請が必要です。  
■問い合わせ／税務課 ☎880-6554

### 減免 介護保険料の減免

要件を満たす方は、申請により保険料が減免となります。詳しくは7月上旬に送付します「介護保険料納入通知書」に同封のチラシでご確認ください。  
■問い合わせ／長寿支援課 ☎880-6556

### 減免 後期高齢者医療保険料の減免

要件を満たす方は、申請により保険料が減免となります。詳しくは7月中旬に送付します「後期高齢者医療保険料額決定通知書」に同封のチラシでご確認ください。  
■問い合わせ／長寿支援課 ☎880-6556

### 減免 国民年金保険料の免除申請

■対象／収入源となる業務の喪失や売上げの減少により所得が相当程度まで下がった方  
■問い合わせ／南国年金事務所 ☎864-1111 市民課年金係 ☎880-6555

### 給付 傷病手当金の支給

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入しており、感染または感染が疑われて働くことができず、勤務先から給与の支払いを受けられなかった方で要件を満たす方に、申請により傷病手当金を支給します。  
■問い合わせ／市民課 ☎880-6555 長寿支援課 ☎880-6556

### 給付 住居確保給付金

離職・廃業から2年以内の方または休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある方に対して、原則3か月（最大9か月）、家賃相当額を家主さんに支払います。支給額は世帯の人数によって変わります。※世帯の収入と資産の要件があります。  
■問い合わせ／南国市社会福祉協議会 ☎863-4444